

## 免許等の有効期間

### 1 有効期間

有効期間は、無線局免許状又は登録状に記載されたとおりの期間となっています。

具体的には、免許等の日から起算して5年を超えない範囲内において電波法（以下「法」という。）及び電波法施行規則（以下「施行規則」という。）で定められており（法第13条第1項、第27条の5第3項、第27条の21）、無線局等の種別ごとの有効期間は、施行規則第7条から第7条の3により表1のとおりです。

表1

地上基幹放送局（注）	当該放送の目的を達成するのに必要な期間
地上基幹放送試験局	2年
衛星基幹放送局（注）	当該放送の目的を達成するのに必要な期間
衛星基幹放送試験局	2年
特定実験試験局	当該周波数の使用が可能な期間
実用化試験局	2年
その他の無線局	5年
包括免許	5年
登録	5年

注：臨時目的放送を専ら行うものに限る。

ただし、義務船舶局、義務航空機局については、法第13条第2項により無期限と定められており、再免許を受ける必要はないこととなります。（船舶安全法第4条及び航空法第60条の規定によらない非義務の船舶局及び航空機局は、表1の「その他の無線局」となります。）

### 2 有効期間終期の統一（一斉再免許）

同一種別に属する無線局については、表2のとおり同時に有効期間が満了するよう終期を統一しています。このため、免許等する時期がこの統一した終期と異なる場合、有効期間は1の期間より短くなります（施行規則第8条第1項）。

表 2

地上基幹放送局	定められた年の10月31日
固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、人工衛星局、非常局、標準周波数局、特別業務の局	定められた年（直近では、平成29年、34年・・・の5年ごと）の11月30日
海岸局	定められた年（直近では、平成33年、38年・・・の5年ごと）の11月30日

この内、表3の無線局については、最長5年となりますが、毎年、統一した終期がおとずれることとなっています。

表 3

基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局、携帯局、無線呼出局、船上通信局	毎年の5月31日
無線航行移動局、地球局	毎年の11月30日
船舶地球局	毎年の1月31日

ただし、表4の無線局に限っては、有効期間の終期を統一しないこととなっています（施行規則第8条第2項）。

表 4

地上基幹放送局（注1）	地上基幹放送試験局	地上一般放送局
船舶局	遭難自動通報局	航空機局
衛星基幹放送局（注2）	衛星基幹放送試験局	アマチュア局
簡易無線局	構内無線局	気象援助局
実験試験局	実用化試験局	
包括免許に係る特定無線局（電気通信業務を行うもの。）		

注1：臨時目的放送を専ら行うもの、中継国際放送を行うものに限る。

注2：臨時目的放送を専ら行うものに限る。

### 3 有効期間の特例

申請者が希望する場合は、1及び2の期間に満たない期間を免許の有効期間とすることができます（施行規則第9条）。